

高度人材ポイント制の見直しの 方向性について



平成25年5月14日(火)

法務大臣

谷垣禎一

高度人材ポイント制の見直しの方向性（外国人受入れ制度分科会における結論）

高度人材認定における評価の見直し

○年収要件等に係る見直し

例：高度学術研究活動について、研究実績の評価項目のポイントを引き上げることも含め、年収要件等に関する見直しを行う。

○年収として認める報酬の範囲に係る見直し

例：高度専門・技術活動及び高度経営・管理活動について、所属機関の海外親会社などの関係機関から受ける報酬を年収要件の判断に反映させることができるようにする。

○ボーナスポイント項目に係る見直し

例：MBA等一定の資格取得事実をボーナスポイント項目として追加する。

優遇措置の見直しの方向性

○永住許可に係る優遇措置の見直し

- 労働市場や社会保障制度への影響に配慮し、在留状況の的確な把握等の措置をとることを前提として、永住を認める要件としての在留歴を短縮する。
- 永住が認められた後も継続して優遇措置の適用を受けることができる措置を講じる。

○親・家事使用人の帯同に係る優遇措置の見直し

- 親・家事使用人の帯同に係る優遇措置を一層利用しやすいものとするための見直しを行う。

高度人材外国人受入推進のための国家戦略的検討の強化

- 高度人材外国人の受入れを本格的に推進するためには、出入国管理上の優遇措置にとどまらず、他の行政分野における施策を含む総合的な受入推進を図るため、国家戦略的な検討を強化すべきである。

高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度

制度の概要・目的

高度人材(現行の外国人受入れの範囲内にある者で、高度な資質・能力を有すると認められるもの)の受入れを促進するため、高度人材に対し**ポイント制を活用した出入国管理上の優遇措置**を講ずる制度を平成24年5月7日より導入。

高度人材の活動内容を**高度学術研究活動**、**高度専門・技術活動**、**高度経営・管理活動**の3つに分類し、それぞれの特性に応じて、「学歴」、「職歴」、「年収」、などの項目ごとにポイントを設け、**ポイントの合計が一定点数に達した場合に、出入国管理上の優遇措置を与える**ことにより、高度人材の我が国への受入れ促進を図ることを目的とする。

「高度人材」のイメージ

我が国が積極的に受け入れるべき高度人材とは…

「国内の資本・労働とは補完関係にあり、代替することが出来ない良質な人材」であり、「我が国の産業にイノベーションをもたらすとともに、日本人との切磋琢磨を通じて専門的・技術的な労働市場の発展を促し、我が国労働市場の効率性を高めることが期待される人材」

(平成21年5月29日高度人材受入推進会議報告書)

例えば…

- ①高度学術研究活動…基礎研究や最先端技術の研究を行う研究者
- ②高度専門・技術活動…専門的な技術・知識等を活かして新たな市場の獲得や新たな製品・技術開発等を担う者
- ③高度経営・管理活動…我が国企業のグローバルな事業展開等のため、豊富な実務経験等を活かして企業の経営・管理に従事する者

優遇措置の内容

- ・ 複合的な在留活動の許容
- ・ 在留期間「5年」の付与
- ・ 在留歴に係る永住許可要件の緩和
- ・ 入国・在留手続の優先処理
- ・ 配偶者の就労
- ・ 親の帯同
- ・ 高度人材に雇用される家事使用人の帯同

法令上の位置付け

- ・ 在留資格「特定活動」の一類型として整備
- ・ ポイント制における評価項目と配点は、告示で規定
- ・ 現在の在留資格に関する要件（在留資格該当性・上陸許可基準適合性）を満たす者の中から高度人材を認定する仕組みとする

制度の見直し

法務省において、制度開始後の実施状況の分析結果を踏まえ、関係省庁、経済界・労働界を交えて早急に制度を見直すこととしている。